

薬 第 1674 号
令和3年6月18日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第10条第1項に基づく知事指定薬物の指定
について (通知)

このことについて、令和3年6月17日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年3月20日条例第10号）第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物2物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

また、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第105号）で新たに指定された2指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日（令和3年6月27日）から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

（ 問合せ先
 献血・薬物対策グループ 石川
 電話 (045)210-1111 内線 4972 ）

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年6月17日(木曜日)

号外第38号

目次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(健康医療・薬務課)

1

告 示

神奈川県告示第456号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和3年6月18日から施行する。

令和3年6月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 N- {1- [2-ヒドロキシ-2- (チオフェン-2-イル) エチル] ピペリジン-4-イル} -N-フェニルプロパンアミド及びその塩類(通称名 β -Hydroxythiofentanyl)

(2) 化学名 メチル=2- [1- (4-フルオロプロチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類(通称名 4F-MDMB-BICA、4F-MDMB-BUTICA)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三、七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

危険ドラッグの成分2物質を知事指定薬物に指定

本日、神奈川県薬物濫用防止条例(以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、県内で濫用又はそのおそれがある2物質を新たに知事指定薬物として指定しました。

これにより、令和3年6月18日から、これらの物質を含む製品の製造、販売、所持等が禁止となります。

なお、この2物質が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に指定する大臣指定薬物に指定された場合は、知事指定が失効します。

県は、今後も危険ドラッグの流通状況を監視し、新たな知事指定薬物を指定していきます。

1 新たに「知事指定薬物」として指定した物質

今回、新たに指定する2物質は、いずれも興奮若しくは抑制又は幻覚の作用等を有しています。

	通称名	化学名
1	β -Hydroxythiofentanyl	N-{1-[2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
2	4F-MDMB-BICA、 4F-MDMB-BUTICA	メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

なお、疾病の診断、治療等に用いることや、国や地方公共団体等における学術研究又は試験検査の用途等の目的で知事指定薬物を所持等することは、条例第12条及び条例施行規則第1条により正当な理由として規制の対象から除外しています。

2 県民の皆さまへ

危険ドラッグは、使用をやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を起こすことが多数報告されていますので、絶対に使用したり、関わったりしないでください。

お香、アロマ、バスソルト等と称して販売されている製品であっても、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているものがあり、大変危険です。

<参考>

○神奈川県薬物濫用防止条例

事件、事故が相次ぎ、社会問題化した危険ドラッグをはじめとする薬物濫用に対し、迅速かつ独自に濫用防止を図り、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、平成27年3月20日に制定し、同年4月1日から施行された。(取締り等の規制は6月1日から施行。)

○知事指定薬物

条例により、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがあるとして、知事が指定したもの。

指定にあたっては、あらかじめ神奈川県薬事審議会の意見を聴かなければならない。

【神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)】

(知事指定薬物の指定)

第 10 条 知事は、第 2 条第 7 号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(製造等の禁止)

第 12 条 何人も、知事指定薬物を疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの(以下「医療等の用途」という。)以外の用途に供するために製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。